



三重県公報

令和7年12月23日 (火)

第 680 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
838	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地域福祉課)	2
839	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	2
840	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	2
841	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	2
842	生活保護法の規定による指定医療機関からの指定の辞退	(同)	2
843	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	3
844	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	3
845	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
846	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	3
847	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	4
848	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの指定の辞退	(同)	4
849	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定	(同)	4
850	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい福祉課)	4
851	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	5
852	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	5
853	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	5
854	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治山林道課)	6
855	同伴	(同)	6
856	同伴	(同)	7
857	同伴	(同)	7
公 告			
港湾計画の変更の概要			(港湾・海岸課) 8
特 定 調 達 公 告			
落札者を決定した旨			(子ども心身発達医療センター) 8
一般競争入札を行う旨			(病院事業庁) 9
同伴			(同) 12

告 示

三重県告示第 838 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 7 年 12 月 23 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
よっかいいち心身クリニック	四日市市生桑町 89-1	令和 7 年 12 月 1 日
亀谷内科胃腸科	伊勢市岩渕 1-13-3	令和 7 年 10 月 20 日
ナカハマデンタル	津市江戸橋 2-65-1	令和 7 年 12 月 1 日
P5 訪問看護リハビリセンター	津市片田新町 54-10-2D	令和 7 年 11 月 1 日

三重県告示第 839 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 7 年 12 月 23 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
医療法人 井上内科病院	津市久居井戸山町 759	名称：ひさい内科病院	令和 7 年 11 月 1 日
田中訪問看護ステーション	伊勢市曾祢一丁目 6 番 1 号	所在地：伊勢市曾祢一丁目 7 番 9 号	令和 7 年 10 月 1 日

三重県告示第 840 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 7 年 12 月 23 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
よっかいいち心身クリニック	四日市市鶴の森 1 丁目 10-2 大和会ビル 1 階	令和 7 年 9 月 25 日
亀谷内科胃腸科	伊勢市岩渕町一丁目 13-3	令和 7 年 10 月 19 日
セイムス尾鷲末広薬局	尾鷲市末広町 1037-1	令和 7 年 9 月 30 日
畿央薬局こうのだい店	名張市鴻之台 3 番町 24-1	令和 7 年 10 月 31 日
訪問看護ステーション夢眠よっかいち	四日市市滝川町 13-3	令和 7 年 2 月 28 日
訪問看護ステーション夢眠すずか	鈴鹿市南玉垣町 6507-1	令和 7 年 2 月 28 日

三重県告示第 841 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 7 年 12 月 23 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
もとはし歯科	鈴鹿市国府町字貝下 1540-3	令和 7 年 10 月 20 日

三重県告示第 842 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和 7 年 12 月 23 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
かわばた皮フ科	鈴鹿市三日市三丁目 3-1	令和 7 年 11 月 30 日
きない心のクリニック	津市藤方 66	令和 7 年 10 月 21 日
豊里歯科	津市豊が丘 4 丁目 2-1	令和 7 年 11 月 30 日

三重県告示第 843 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施設を担当する施設者を指定しました。

令和 7 年 12 月 23 日

三重県知事 一見勝之

施設者の氏名	施設所の名称	所在地	指定年月日
田中 宏明	からだ元気治療院 伊勢店	伊勢市一之木 4 丁目 11-13 フジハイツ 101	令和 7 年 12 月 1 日
中島 智哉	TOMO 整骨院	四日市市川原町 18-5 山一ビル 1F	令和 7 年 12 月 8 日

三重県告示第 844 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 7 年 12 月 23 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
よっかいいち心身クリニック	四日市市生桑町 89-1	令和 7 年 12 月 1 日
亀谷内科胃腸科	伊勢市岩渕 1-13-3	令和 7 年 10 月 20 日
ナカハマデンタル	津市江戸橋 2-65-1	令和 7 年 12 月 1 日
P5 訪問看護リハビリセンター	津市片田新町 54-10-2D	令和 7 年 11 月 1 日

三重県告示第 845 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 7 年 12 月 23 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
医療法人 井上内科病院	津市久居井戸山町 759	名称：ひさい内科病院	令和 7 年 11 月 1 日
田中訪問看護ステーション	伊勢市曾祢一丁目 6 番 1 号	所在地：伊勢市曾祢一丁目 7 番 9 号	令和 7 年 10 月 1 日

三重県告示第 846 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 7 年 12 月 23 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
よっかいいち心身クリニック	四日市市鶴の森 1 丁目 10-2 大和会ビル 1 階	令和 7 年 9 月 25 日
亀谷内科胃腸科	伊勢市岩渕町一丁目 13-3	令和 7 年 10 月 19 日
セイムス尾鷲末広薬局	尾鷲市末広町 1037-1	令和 7 年 9 月 30 日

畿央薬局こうのだい店	名張市鴻之台3番町24-1	令和7年10月31日
訪問看護ステーション夢眠よっかいち	四日市市滝川町13-3	令和7年2月28日
訪問看護ステーション夢眠すずか	鈴鹿市南玉垣町6507-1	令和7年2月28日

三重県告示第847号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和7年12月23日

三重県知事一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
もとはし歯科	鈴鹿市国府町字貝下1540-3	令和7年10月20日

三重県告示第848号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和7年12月23日

三重県知事一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
かわばた皮フ科	鈴鹿市三日市三丁目3-1	令和7年11月30日
きない心のクリニック	津市藤方66	令和7年10月21日
豊里歯科	津市豊が丘4丁目2-1	令和7年11月30日

三重県告示第849号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により、医療支援給付のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和7年12月23日

三重県知事一見勝之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
田中 宏明	からだ元気治療院 伊勢店	伊勢市一之木4丁目11-13 フジハイツ101	令和7年12月1日
中島 智哉	TOMO整骨院	四日市市川原町18-5 山一ビル1F	令和7年12月8日

三重県告示第850号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和7年12月23日

三重県知事一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
2450201179	株式会社ジンキャスト	愛知県名古屋市熱田区新尾頭三丁目2番1号	S. I. C. KIDS四日市校	四日市市東日野一丁目3番19号 Moonolake1階	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和7年12月1日
2450501271	合同会社あのつ教育社	三重県津市大谷町156番地1ポレスター大谷町1002	ドリームズ21st 津藤方校	津市藤方2598番地2	保育所等訪問支援	令和7年12月1日

2450501289	一般社団法人 Bent Bean	三重県津市久居元町 2152 番地 2	LULU	津市一志町高野高野団地 160 番地 624	放課後等デイサービス	令和 7 年 12 月 1 日
------------	------------------	---------------------	------	------------------------	------------	-----------------

三重県告示第 851 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 20 第 4 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

令和 7 年 12 月 23 日

三重県知事一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
2450200999	一般社団法人 WORLD-WIN D S	愛知県名古屋市天白区古川町 46 番地	S. I. C. KIDS 四日市校	四日市市東日野一丁目 3 番 19 号 Mono 1 ake 1 階	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 7 年 11 月 30 日
2450201039	グラウベンアセットマネジメント株式会社	愛知県一宮市北方町北方東本郷下 189 番地	チャイルドウイッシュむろやま	四日市市室山町 1545-4 第三宮脇笛川ハイツ A 101、A102	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 7 年 11 月 30 日

三重県告示第 852 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 7 年 12 月 23 日

三重県知事一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
2410302232	株式会社サポート	三重県鈴鹿市西条三丁目 5 番 18 号ビッグレジデンス 102	ヘルパーらいふ西条	鈴鹿市西条三丁目 5 番 18 号ビッグレジデンス 102	居宅介護	令和 7 年 12 月 1 日
2410101402	株式会社 w i l n e x	三重県桑名市大字星川 785 番地サンシティ 2 階	ロータス	桑名市桑部 589-1	生活介護、就労継続支援 B 型	令和 7 年 12 月 1 日
2410202796	株式会社コスマス	愛知県名古屋市中区正木四丁目 8 番 7 号	コスマス四日市	四日市市新正 4 丁目 5 番地 21 号	就労継続支援 B 型	令和 7 年 12 月 1 日
2410503888	株式会社 A K Y	三重県津市川方町 397 番地 19	夢尊ワーカス津新町	津市新町 1 丁目 5 番 22 号 中村ビル 1F 西号室	就労継続支援 B 型	令和 7 年 12 月 1 日
2410503896	合同会社さくら	三重県津市高茶屋小森町 1074 番地 1	さくら就労支援	津市城山 3 丁目 4 番 34 号	就労継続支援 B 型	令和 7 年 12 月 1 日
2420701985	株式会社サンテ	三重県松阪市大黒田町 658 番地	グループホームコパン	松阪市山室町 2076-5	共同生活援助	令和 7 年 12 月 1 日
2420202208	株式会社ゆいまーる	三重県四日市市大字泊村 4111 番地 1	さくらさくらホーム泊	四日市市大字泊村 4111 番地 1	共同生活援助	令和 7 年 12 月 1 日
2420301729	合同会社キャリアアップ東海	三重県鈴鹿市白子駅前 21-10	シンプウカン 2 号	鈴鹿市岸岡町 3524	共同生活援助	令和 7 年 12 月 1 日

三重県告示第 853 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和 7 年 12 月 23 日

三重県知事一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる	事業所の名称	事業所の	障害福祉サー	廃止
-------	--------	---------	--------	------	--------	----

		事務所の所在地		所在地	ビスの種類	年月日
2412220408	一般社団法人心理社会的リハビリテーション・星心会	三重県四日市市山城町59番地4	金斗雲	菰野町田光 1801-165	居宅介護、重度訪問介護	令和7年12月10日
2410702100	株式会社トータルケア・サービス	三重県松阪市曲町340番地5	訪問介護事業所笑顔	松阪市曲町340番地5	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	令和7年11月30日
2411100312	合同会社たいせつ	三重県熊野市飛鳥町大又54番地6	たいせつ	熊野市飛鳥町大又54番地6	居宅介護、重度訪問介護	令和7年11月30日
2411300326	特定非営利活動法人赤目の里山を育てる会	三重県名張市上三谷561番地7	赤目の森作業所PLUS	名張市上三谷561番地7	就労継続支援A型	令和7年12月1日
2410400168	特定非営利活動法人なごみ	三重県鈴鹿市伊船町2840番地の31	ファームなごみ	鈴鹿市深溝町1666番地	就労継続支援A型	令和7年9月1日
2410400168	特定非営利活動法人なごみ	三重県鈴鹿市伊船町2840番地の31	ふあーむなごみ	鈴鹿市深溝町1666番地	就労継続支援B型	令和7年9月30日
2420202182	あんしん介護株式会社	三重県亀山市川合町103番地	さくらさくらホーム泊	四日市市泊村4111-1	共同生活援助	令和7年11月30日

三重県告示第854号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年12月23日

三重県知事 一見勝之

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、亀山市・鈴鹿市（以上2市について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第855号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年12月23日

三重県知事 一見勝之

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、津市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 856 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 7 年 12 月 23 日

三重県知事 一見勝之

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 857 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 7 年 12 月 23 日

三重県知事 一見勝之

第 1

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

尾鷲市・北牟婁郡紀北町（以上 1 市 1 町について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第2

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
尾鷲市・北牟婁郡紀北町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
尾鷲市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課並びに尾鷲市役所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

公 告

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第11項の規定により、尾鷲港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告します。

令和7年12月23日

尾鷲港港湾管理者 三重県
代表者 三重県知事 一見勝之

- 1 港湾計画の変更の概要
平成19年9月11日三重県公報により、その概要を公告した尾鷲港港湾計画について変更した事項は、次のとおりです。

(1) 旅客船埠頭計画

小型浅橋

地 区 名	公共用又は専用の別	数量	変更の内容
林町地区	公共用	1基 撤去	既定計画の変更

(2) 小型船だまり計画

小型浅橋

地 区 名	公共用又は専用の別	数量	変更の内容
林町地区	専用	1基	既定計画の変更

2 港湾計画の縦覧の場所

津市広明町13番地 三重県県土整備部港湾・海岸課

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和 7 年 12 月 23 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 特定役務の名称	三重県立子ども心身発達医療センター監視カメラ設備機器改修業務委託
2 担 当 部 局	津市大里窪田町 340 番 5 三重県立子ども心身発達医療センター管理部総務企画課
3 落札者決定日	令和 7 年 12 月 5 日
4 落 札 者	三重県津市あのつ台 4 丁目 6 番 1 イー・ダブリュ・エス株式会社 代表取締役 中村 里美
5 落 札 金 額	入札価格 35,500,000 円 契約金額 39,050,000 円
6 決 定 手 続	一般競争入札
7 入 札 公 告 日	令和 7 年 10 月 17 日

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 11 年三重県病院事業庁管理規程第 15 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 7 年 12 月 23 日

三 重 県 病 院 事 業 庁 長 河 合 良 之

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

三重県立こころの医療センターで使用する電気（予定使用量）2,348,000 k Wh

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県病院事業庁長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 使用期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）0 時から令和 9 年 3 月 31 日（水）24 時までとします。

(4) 納入場所

三重県津市城山 1 丁目 12 番 1 号 三重県立こころの医療センター

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 令和 7 年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第 6 条に定める落札資格保有者であること。

オ 小売電気事業者にあっては供給実績があること。（一般送配電事業の許可を受けている者を除きます。）

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行います
が、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することができます。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和8年1月21日（水）15時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(6)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県病院事業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの。）の写し（提示可）
- (4) 電子契約を希望する場合は、電子契約利用意向兼メールアドレス確認書
- (5) 一般送配電事業者及び小売電気事業者が令和7年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格保有者であることを証明する書類

なお、新たに令和7年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第5条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類の提出の締切日時までに判定を得ること。

【提出部局】

三重県環境生活部環境共生局地球温暖化対策課地球温暖化対策班

電話 059-224-2368 ファクシミリ 059-229-1016

- (6) 小売電気事業者にあっては、供給実績があることを証明する書類（一般送配電事業の許可を受けている者を除きます。）

5 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局

〒514-0818 三重県津市城山1丁目12番1号

三重県立こころの医療センター運営調整部総務課 担当 花谷

電話 059-235-2125 ファクシミリ 059-235-2135

- (2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

- (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和8年2月2日（月）まで調達システムにより提供します。

- (5) 入札参加資格確認結果の通知

① 調達システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和8年1月28日（水）17時までに調達システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和8年1月28日（水）17時までに通知書を発送します。

- (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和8年2月2日（月）14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、津城山郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和8年2月2日（月）14時

なお、入札書は令和8年1月24日（土）から同年2月2日（月）14時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0818 三重県津市城山3-11-14

宛 先 津城山郵便局留め

受取人 三重県立こころの医療センター運営調整部総務課

案件名 「三重県立こころの医療センターで使用する電気」入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和8年2月2日（月）14時30分

場所 三重県津市城山1丁目12番1号

三重県立こころの医療センター運営調整部総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含めた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を記載するものとします。よって、調達システムで通知される落札金額（税抜き）欄については、表示上は税抜きであっても、既に消費税及び地方消費税分が加算された額となりますので、ご留意願います。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県病院事業庁会計規程（平成19年三重県病院事業庁管理規程第2号。以下「規程」といいます。）第127条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規程第135条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第135条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県病院事業庁長が判断した入札者であって、規程第125条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかつた者並びに規程第131条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することができます。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Services to be Required:
Electricity (Approx. 2,348,000kWh) to be used in the main buildings of the Mie Prefectural Mental Medical Center
- (2) Supply period:
From 12:00 A.M. on Wednesday, April 1, 2026, to 12:00 P.M. on Wednesday, March 31, 2027
- (3) Supply place:
Main buildings of the Mie Prefectural Mental Medical Center
- (4) Bid Submission Deadline:
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Monday, February 2, 2026.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Saturday, January 24, 2026 and 2:00 P.M. on Monday, February 2, 2026.
- (5) Date and Time for the Open Bidding:
The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Monday, February 2, 2026.
- (6) Managing Authority:
Mie Prefectural Mental Medical Center
1-12-1, Shiroyama, Tsu, Mie, 514-0818 Japan
TEL:059-235-2125

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成11年三重県病院事業庁管理規程第15号）第5条の規定により公告します。

令和7年12月23日

三重県病院事業庁長 河合良之

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
令和7～10年度 三重県立一志病院清掃洗濯業務委託
- (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県病院事業庁長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和11年3月31日（土）までとします。ただし、契約の履行期間は、令和8年4月1日（水）から令和11年3月31日（土）までとします。
- (4) 委託業務履行場所
三重県津市白山町南家城616番地 三重県立一志病院
- (5) 総合評価方式による一般競争入札
本入札は、三重県病院事業庁関係物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 入札前に現地確認を行うこと（現地確認を行うにあたっては、必ず前日までに「入札に関する事務を担当する課」の現地確認担当に連絡し予約を取ること。現地確認時間は、原則として平日の 9 時から 11 時及び 13 時 30 分から 16 時までとする。）。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県及び三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）及びこれに基づく厚生労働省令で定める基準等に適合する者であること。

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号の事業について都道府県知事の登録を受けていること。

カ 過去 5 年間に、50 床以上の規模を有する病院において、清掃業務を 1 年以上継続して誠実に履行した実績があること。

キ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入（適用除外を含む。）していること。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により本入札に参加する場合の利用登録申込についてでは、電子証明書（IC カード）は不要とします。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

4 入札者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和 8 年 1 月 9 日（金）15 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 14 の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。

また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(8)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県病院事業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したもの）の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したもの）の写し

(4) 2(2)エに基づく業務責任者（医療機関の清掃業務を含む清掃業務に 6 年以上の実務経験を有するもの）が資格を満たしていることを証明する書類（経歴書等）

(5) 2(2)エに適合していることを証明する書類一式で(4)以外のもの。ただし、一般財団法人医療関連サービス振興会の認定する院内清掃サービスに係る「医療関連サービスマーク」の認定を受けている事業者については、認定証の写し

(6) 2(2)オに掲げる登録証の写し

(7) 2(2)カを証明する書類

(8) 2(2)キが確認できる書類

5 技術提案書の作成について

(1) 評価項目に関する調書及び評価基準表に基づき作成してください。

(2) 提出部数は 2 部（正本 1 部及び複写用の副本 1 部）とします。

(3) 原稿サイズは A4 を基本（当該業務に係る従事予定計画表等で A4 では収まらない場合は、A3 を認めます。）とし、両面使用によりページ数は概ね 100 ページまでとしてください。

また、フラットファイル等で製本してください（製本テープ等で留めないでください。）。

(4) 正本・副本共に、目次及びページを付し、正本のみインデックスを付けてください（副本は当方で複写用として使用するため、インデックスは付けないでください。）。

(5) 製本の編綴順序は、評価項目に関する調書の順序のとおりに編綴してください。

(6) 一旦提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。

なお、採点する上で追加書類が相当と考えられる場合、期日を指定して追加書類の提出を求める場合があります。

(7) 技術提案書提出時に配置される業務関係者は、原則として変更できません。ただし、入院、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければなりません。

(8) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち次に掲げる業務関係者は、技術提案書に記載された業務関係者の有資格者数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約を解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

ア 建築物環境衛生管理技術者

イ 病院清掃受託責任者

ウ ビルクリーニング技能士

エ 清掃作業監督者

(9) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち配置予定清掃従業員の貴社での経験年数は、技術提案書に記載された業務関係者の経験年数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約を解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

6 技術提案書聴取会の実施について

(1) 評価項目に関する調書及び評価基準表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、選任予定の業務責任者は必ず出席をお願いします。出席者は、選任予定の業務責任者を含めて3名以内とします。また、経営状況の説明を求める場合がありますので、選任予定の業務責任者以外に、経営状況について説明できる方の出席をお願いします。（なお、業務責任者が経営状況を説明できる場合は除きます。）詳細は12(4)に示す日程及び方法により実施します。

(2) 提出された技術提案書により全ての技術評価項目が【0点】となった提案者に対する聴取会は行いません。
また、技術評価点は【0点】となり、落札者としません。

(3) 落札資格要件を満たさない場合は、開札の後【無効】とし、落札者としません。

7 入札方法及び落札者の決定方法について

(1) 別記「落札者決定基準」によるものとします。

(2) 落札候補者について、2(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。

(3) 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、三重県病院事業庁会計規程（平成19年三重県病院事業庁管理規程第2号。以下「規程」といいます。）第127条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

8 低入札価格調査制度に関する事項

(1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち総合評価方式により評価値が最も高い者の当該入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した額が、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」といいます。）を下回った場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項の規定により低入札価格調査を実施します。

(2) 調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

また、当該落札候補者及び低入札価格調査対象入札者（落札候補者以外にある場合）は、指定期日までに関係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を受けなければなりません。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限ります。）へ同様の調査を実施するものとします。

この指定期日までに関係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

9 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）

第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規程第135条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第135条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

- (3) 契約は、14に記載する所属で行います。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。

- 10 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。

11 その他

- (1) 当該入札に疑義(入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項)がある場合は、12(1)に掲げる締切日時までに行うものとします(回答に時間がかかる場合がありますので、お早めにお願いします。)。
- (2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、十分承知しておいてください。
入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (3) 入札の参加に当たり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、入札説明書(仕様書)等に基づき適正な入札を行わなければなりません。
- (4) 契約の相手方となった場合には、入札説明書(仕様書)等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (5) 契約の相手方となった場合は、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。
- (6) その他必要な事項は、規程に規定するところによります。
- (7) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。
- (8) 技術提案書等の作成に係る経費については、同提案書提出者の負担とします。
- (9) 入札の中止等
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者になった場合は、本入札を中止又は延期する場合があります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

10 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続(平成26年三重県告示第292号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先:出納局出納総務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話059-224-2771)に行うことができます。

本件入札手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件入札手続の停止等を行うことがあります。

- (11) 申請書又は提出資料に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- (12) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (13) 本入札に係る詳細は、入札説明書(仕様書)によります。

12 期間の設定

(1) 質疑応答の提出締切日時

令和8年1月6日（火）17時までに、調達システムから質疑等を行ってください。ただし、書面による入札参加者にあっては、提出締切日時までに、14に記載する所属へ書面（FAX可）により質疑申請を行ってください。ただし、FAXにあっては、事前に電話にて連絡をお願いします。

全ての質疑への回答は、令和8年1月7日（水）までに、「入札情報サービス」の「入札予定（公告）詳細情報」で行います。

(2) 競争入札参加資格確認申請及び結果通知の締切日時

令和8年1月9日（金）15時までに、調達システムの「資格確認」の「確認申請提出」により行ってください。ただし、書面による入札参加者にあっては、提出締切日時までに、「競争入札参加資格確認申請書」（第1号様式（その1））を、14に記載する所属へ持参又は郵送により提出してください。

結果通知は、令和8年1月14日（水）17時までに行います。

(3) 技術提案書等提出の日時及び方法

ア 日時 参加資格の結果通知日の翌日から令和8年1月21日（水）15時まで（必着）

イ 場所 14に記載する所属

ウ 方法 提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください。ただし、^{レターパック}梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、14に記載する所属と持参する日時について調整を行ってください。

また、郵送とする場合は封筒等の宛名面に「三重県立一志病院清掃洗濯業務委託技術提案書在中」と記載してください。

(4) 技術提案書聴取会の日時

ア 日程は次のとおりです。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

令和8年1月28日（水）予定

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、うち説明は15分以内とします。

(5) 入札書提出の締切日時及び場所

令和8年2月2日（月）13時20分までに、調達システムにより提出してください。

※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。

提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規程第131条の規定により無効とします。

ア 入札金額内訳書を提出しないもの

イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致していないもの

ウ 一括値引き又は減額の項目が計上されているもの

エ 記載すべき項目が欠けているもの

オ その他不備があるとき（記載すべき内容又は指示した事項に誤りがあるなど、担当する所属が不備と判断するもの等）

※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて

ア 入札金額内訳書は返却しません。また、入札金額内訳書は契約上の権利・義務を生じるものではありません。

イ 入札金額内訳書の差替及び再提出は認めません。

（再入札を行う場合） 別途通知します。

書面により入札書を提出する場合は、一般書留又は簡易書留により、14に記載する所属が指定する次の郵便局へ令和8年1月21日（水）から同月30日（金）17時までの間に到達するよう、「局留郵便」として提出してください。

【指定する郵便局及び封筒宛先名等記載例】

※ 封筒には、次のように記載してください。

指定する郵便局の郵便番号：515-3133

指定する郵便局の住所：三重県津市白山町南家城 1443-3

指定する郵便局（宛先）：家城郵便局留め

受取人:三重県立一志病院運営調整部総務課

案件名:三重県立一志病院清掃洗濯業務委託 入札書在中

(6) 開札の日時及び場所

日時 令和8年2月2日（月）13時30分

場所 14に記載する所属

※ 開札に立合いを希望される場合は、14に記載する所属に、開札日の1週間前までに連絡してください。

(7) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

落札候補者にあっては、令和8年2月12日（木）15時までに、4(2)から4(8)までの書類を14に記載する所属へ提出してください。ただし、再入札を行う場合には、別途提出期限を定めます。

また、提出した書類等について、説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

13 電子調達システムに関する事務を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

14 入札及び契約に関する事務を担当する所属

〒515-3133 三重県津市白山町南家城616番地

三重県立一志病院運営調整部総務課 担当 浦地

電話 059-262-0600 ファクシミリ 059-262-3264

15 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Cleaning and Laundry Services for Ichishi Prefectural Hospital

(2) Application to Participate in Open Bidding

Please send applications to participate in the open bidding to the managing authority via registered mail or parcel post by 3:00 P.M. on Friday, January 9, 2026.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 1:30 P.M. on Monday, February 2, 2026.

Bids submitted by registered mail must be received by 1:20 P.M. on Monday, February 2, 2026.

(4) Managing Authority:

Management Adjustment Department, Mie Prefectural Ichishi Hospital

616 Minami-eki, Hakusan-cho, Tsu City, Mie, 515-3133 Japan

c/o Urachi

TEL:059-262-0600

別記 落札者決定基準

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価（価格評価点）及び技術内容の評価（技術評価点…技術要件、企業要件及び全般）の観点で評価します。

基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、三重県病院事業庁にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、総得点の最も高い入札者を落札候補者とし、当該落札候補者の落札資格確認を行った後落札決定します。

1 入札価格の評価

入札価格が調査基準価格以下（入札価格≤調査基準価格）の場合は、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」といいます。）を、全ての入札価格について200点（満点）とします。

また、入札価格が調査基準価格を超える場合にあっては、次に示す計算式により算出します。

価格評価点=200×（評価基準額－入札価格）／（評価基準額－調査基準価格）

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 価格は全て税抜きとします。

2 技術内容の評価

【別表】に掲げる要件に基づき提案内容を審査し、技術評価点を算出します。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記1及び2で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者としま

す。

4 有効数字

「価格評価点」の算出は、1点未満を切り捨てとします。

「技術評価点」の算出は、小数点第2位以下を切り捨てとします。

5 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき。）の対応

(1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とします。

(2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点が異なる場合にあっては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とします。

イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあっては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とします。

ウ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあって、さらに「入札価格」が同じ場合にあっては、当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとします。

6 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は1:1.2とし、「価格評価点」200点、「技術評価点」240点の計440点満点とします。

評価項目毎の点数配分は【別表】のとおりです。

7 低入札価格調査制度について

調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札の決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限る。）～同様の調査を実施するものとします。

【別表】

評価区分	評価項目		評価点	
	大項目	中項目	大項目	中項目
価格評価	価格要件	調査基準価格との比較	200	200
技術評価	技術要件	研修体制	136	24
		履行体制及び品質保証取組		81
		苦情処理		5
		検査体制		14
		顧客満足度向上への取組		12
	企業要件	契約実績	80	30
		従業員の雇用		19
		次世代育成支援活動		19
		地域社会貢献活動		12
	全般	業務の取組姿勢	24	24
小 計			240	240

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
